

社会福祉審議会子育て支援専門分科会運営要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、子育て支援専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

- 第2 専門分科会は、子どもの保護者、子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、行政関係者を代表する者等の中から、15名以内の委員で組織する。
- 2 専門分科会委員のうち、社会福祉審議会委員を1名以上選任する。

(委員の任期)

- 第3 専門分科会の委員の任期は委嘱の日から3年とする。
- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副専門分科会長)

- 第4 専門分科会に、専門分科会長の指名により、副専門分科会長1名を置く。
- 2 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

- 第5 専門分科会の招集、定足数及び表決については、長野県社会福祉審議会運営規程第11条の規定を準用する。
- 2 専門分科会は、専門分科会長が議長となる。
- 3 専門分科会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(文書通信)

- 第6 やむを得ないと専門分科会長が認める場合は、文書通信による審査により分科会の開催に代えることができる。
- この場合における決定は、第5の規定を準用する。

(庶務)

- 第7 専門分科会の庶務は、県民文化部子ども若者局子ども・家庭課において行う。

附 則

- この要領は、平成26年5月1日から施行する。
- この要領は、令和元年5月31日から施行する。
- この要領は、令和2年2月27日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。